札幌市消防局職員の懲戒処分について

このたび事実関係の確認を終えました下記の不祥事につきまして、職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせいたします。

記

１　不祥事の概要及び処分事由

被処分者は、医療等の用途以外の用途に供するため、平成 26 年９月 16 日、札幌市中央区南２条西１丁目１番地歩道上において、指定薬物であるＮ－（１－アミノ－３－メチル－１－オキソブタン－２－イル）－１－（シクロヘキシルメチル）－１Ｈ－インダゾール－３－カルボキサミド（通称ＡＢ－ＣＨＭＩＮＡＣＡ）を含有する植物片約 0.12 グラムを所持した薬事法違反により、平成 27 年１月 14 日、札幌地方裁判所にて懲役６月、執行猶予３年の有罪判決を言い渡された。

このような行為は、地方公務員法第 33 条（信用失墜行為の禁止）の規定に抵触し、市民の生命、身体、財産を守ることを職務とする消防職員としてあるまじき行為であるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する。

２　処分内容

懲戒免職

３　被処分者

札幌市西消防署予防課

消防士（一般職）　熊崎（くまざき）　靖大（やすひろ）　28 歳　男性

４　処分日

平成 27 年１月 16 日（金）